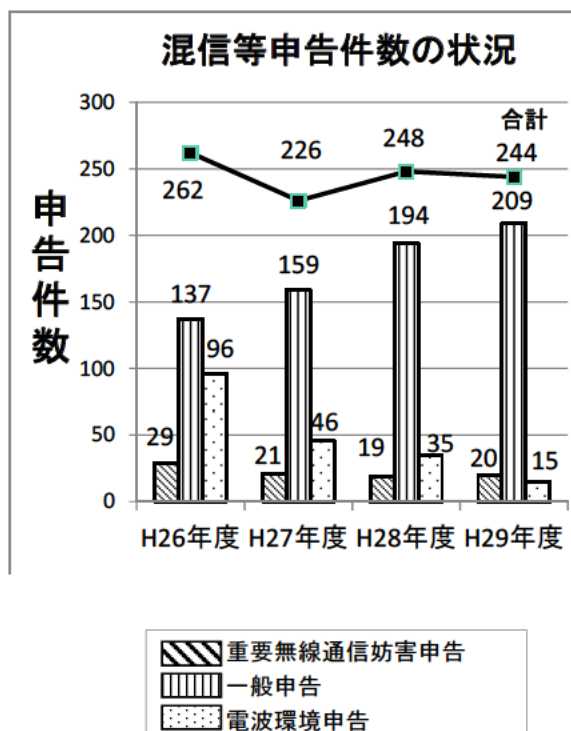


平成 2 9 年度 混信申告及び不法無線局等の措置状況

平成 2 9 年度の申告受付総件数は 2 4 4 件であり、昨年度と比べて 1. 6 % 減少し、重要無線通信妨害申告（携帯電話、海上関係、航空関係、消防・救急等の重要無線に対する混信妨害など）については 2 0 件と近年は減少傾向にあります。

一般申告（各種業務用、アマチュア無線、不法 C B 等に関する混信妨害など）は 2 0 9 件、電波環境申告（電話機・音響機器への障害、電波が人体に与える影響などの相談）は 1 5 件となっています。



1 電波監視による対応状況

(1) アマチュア無線局の違反に対する対応

大型車両に設置されたアマチュア無線局の運用に対する申告が多く寄せられています。

電波監視により違反運用を確認した場合には、無線局運用者に対し※電波規正用無線局による規正や文書による行政指導等を実施しています。

なお、電波による規正に応じないなど、悪質な違反については、違反の経緯等について調査を行い、違反行為者に対して無線従事者の従事停止及び無線局の運用停止等の行政処分を行っています。

※電波規正用無線局：ルールを守らないで運用している者に対し、通信を行っている周波数で直接呼びかけ、違反運用をやめるよう指導する無線局

内 訳	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度
電波規正用無線局による規正	5 0 3 回	2 6 4 回	5 9 1 回	9 5 6 回
文書による行政指導・処分	1 1 3 件 1 7 4 局	1 5 件 2 7 局	2 6 件 5 5 局	4 1 件 7 0 局

○主な違反の例

・使用区別違反

レピータ（中継局）を介さずに直接通信、人工衛星を利用せずに直接通信を行うな

ど、周波数・用途・電波型式を守らずに運用。

・識別信号（コールサイン）不送出

コールサインを送出せずに運用（無線局運用規則により、継続して送信するときでも、少なくとも10分に1回はコールサインを送出しなければならない。）

（2）業務用無線局（各種業務、簡易無線）の違反に対する対応

電波監視により確認した違反に対しては、調査を行った上で、無線局運用者に対して文書等による行政指導や無線従事者の従事停止及び無線局の運用停止等の行政処分を行っています。

内 訳	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
文書による行政指導・処分	14件 25局	2件 6局	3件 49局	2件 8局

○主な違反の例

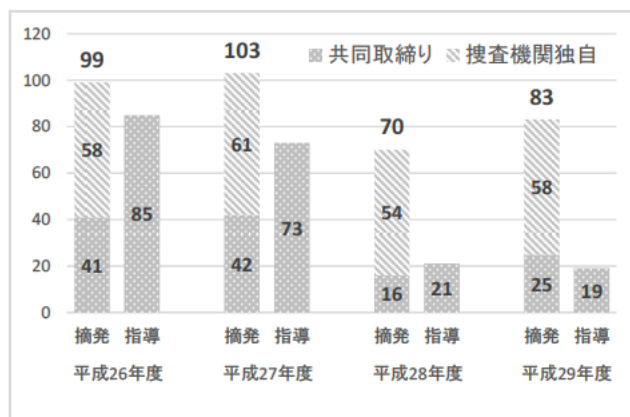
- ・無線局免許の有効期限が満了後（失効）も無線局を運用。

2 不法無線局の取締り

北海道総合通信局では、電波監視による発射源の探査に加えて、路上や港湾等において警察署や海上保安部署などの捜査機関と共同で取締りを行っています。

また、捜査機関が独自に取締りを行い、囑託を受けて不法無線局に用いられていた設備の鑑定を行うこともあります。

平成29年度の取締り状況は次のとおりです。



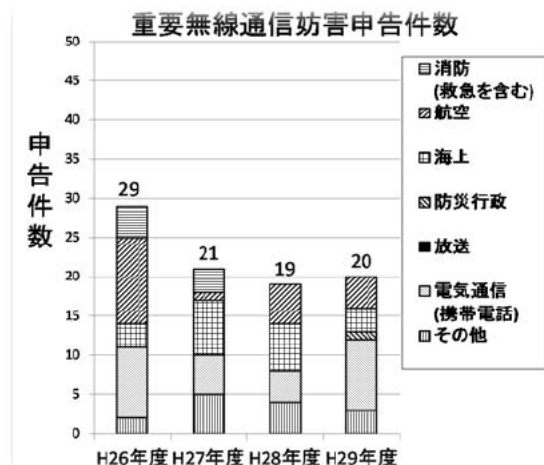
3 重要無線通信妨害への対策

(1) 重要無線通信妨害への迅速な対応

重要無線通信に対する混信妨害申告20件に関し、妨害源を特定した10件については、原因者に対して措置するよう指導しました。また、妨害源を特定するまでに自然消滅した3件については、申告のあった周波数と、その近傍の周波数も確認した上で、調査を終了しています。航空関係の遭難信号の方位測定依頼及び電気通信事業(携帯電話)に対する申告が他の重要無線通信妨害申告に比較して多い状況にあります。

【申告件数の内訳】

申告項目	H26	H27	H28	H29
消防(救急を含む)	4	3	0	0
航空	11	1	5	4
海上	3	7	6	3
防災行政	0	0	0	0
放送	0	0	0	0
電気通信(携帯電話)	9	5	4	9
その他	2	5	4	4
合 計	29	21	19	20



【年度】

【平成29年度対応結果】

妨害源特定	10件
自然消滅	3件
方位測定依頼	7件
調査継続	0件
合 計	20件

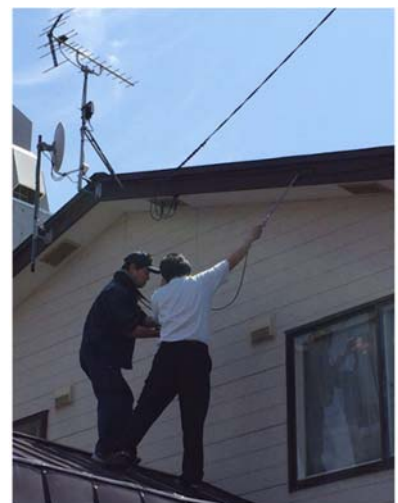
「平成 29 年度に北海道内で発生した重要無線通信妨害の例」

(カッコ内は重要無線局からの申告年月及び所在地)

事例 1 衛星放送受信設備から携帯電話基地局への混信妨害

(平成 29 年 6 月江別市、同 7 月旭川市、同 7 月岩内町、同 10 月及び平成 30 年 3 月小樽市)

携帯電話事業者から、携帯電話基地局に混信妨害があるとの申告を受け、探査したところ個人宅の衛星放送受信用パラボラアンテナとテレビとを結ぶケーブルの施工不良、損傷などにより不要電波が発射され妨害を与えていたことが判明しました。

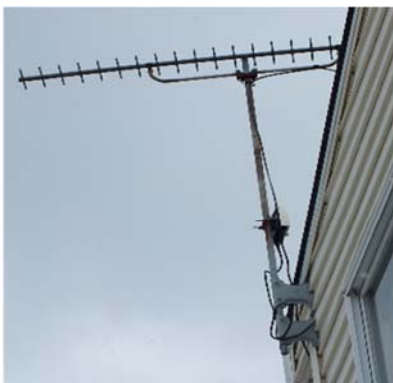


漏洩箇所の特定作業
本来コネクターで接続しなければならない
同軸ケーブルを手ひねりで接続していた。

事例 2 テレビ受信ブースターから携帯電話基地局への混信妨害

(平成 29 年 9 月新ひだか町、同 12 月白老町、平成 30 年 2 月伊達市)

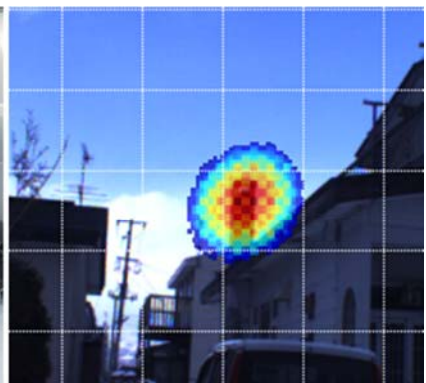
携帯電話事業者から、携帯電話基地局に混信妨害があるとの申告を受け、探査したところ個人宅のテレビアンテナの下に設置されたテレビ受信ブースターの調整不良、故障などにより不要電波が発射され妨害を与えていたことが判明しました。



ブースターが異常発振し妨害源となった



電波発射源可視化装置による探査



測定画面

事例 3 ドライブレコーダーから航空保安用無線局への妨害

(平成 29 年 12 月帯広市)

空港に設置された航空保安用無線局から、航空機の緊急・遭難時に使用する周波数に雑音が入るとの申告を受け、探査したところ乗用車に搭載されたドライブレコーダーが故障して同じ周波数の電波を発射しており、その乗用車が空港に近付くと妨害を与えることが判明しました。



妨害源となったドライブレコーダー

事例4 米国規格ワイヤレスヘッドセットから携帯電話基地局への妨害

(平成30年1月札幌市中央区)

携帯電話事業者から、携帯電話基地局に混信があるとの申告を受け、探査したところ近くのコールセンターで用いられていたワイヤレスヘッドセット(オペレーターが装着したまま席を立てて資料を探したりすることができるよう、頭に装着するマイク・レシーバーと机上の電話機との間を無線で接続する機器)からの電波が妨害を与えていたことが判明しました。

このワイヤレスヘッドセットは、同一の商品名でも各国の規格に合わせ別々の仕様のもものが販売されており、日本の規格ではなく並行輸入された米国の規格のものを使用していたため、周波数が日本の携帯電話と重なり混信が生じたものです。このような事態を避けるため、電波を利用する機器を購入する際には、技適マークにより日本の技術基準に適合していることを確認することが重要です。

原因となったワイヤレスヘッドセット

(メーカーの仕様表より抜粋)



米国規格の周波数帯

製品名	規格/周波数帯
Pro 9450 Flex JP	1.89-1.9 GHz Japan DECT
Pro 9450 Duo EMEA	1.88-1.9 GHz EU standard DECT
Pro 9450 Duo UK/HK/SG	1.88-1.9 GHz EU standard DECT
Pro 9450 NCSA	1.92-1.93 GHz US DECT 6.0
Pro 9450 Flex NCSA	1.92-1.93 GHz US DECT 6.0

JP: 日本向け製品 日本規格準拠 (技適マーク)

NCSA: 北中南米向け製品 米国規格準拠 米国の技術基準適合表示

(2) 外国規格無線機の使用に対する対応

平成29年度の電波監視の結果では、日本人がインターネットなどで購入した外国規格の無線機を業務通信や私的通信に使用する事例が多数ありました。

電波監視により確認した運用者に対しては、調査を行った上で、無線機を使用しないよう指導等を行っています。

日本国内での使用が認められていない外国規格無線機は、観光で来道する外国人が家族や仲間同士の連絡手段として使用する場合もあることから今後も空港やスキー場などで、周知活動を行うこととしています。

【外国規格無線機の指導状況】

指導内訳	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
外国規格無線機	7件	22局	28件	116局	10件	48局	5件	35局
(内訳)法人(国内)	1社	6局	9社	38局	5社	38局	1社	10局
個人(外国人)	0名	0局	0名	0局	0名	0局	0名	0局
個人(日本人)	6名	16局	19名	78局	5名	10局	4名	25局
その他(国内・任意団体)	0団体	0局	0団体	0局	0団体	0局	0団体	0局